

山口県報

平成20年
3月25日
(火曜日)

目 次

規則

獣医師法施行細則を廃止する規則（畜産振興課）……………

山口県山口宇部空港管理条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則（港湾課）……………

山口県山口宇部空港管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）……………

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）……………

公安委規則

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則……………

企業管理規程

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程……………

獣医師法施行細則を廃止する規則をここに公布する。
平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十二号

獣医師法施行細則を廃止する規則

附 則

獣医師法施行細則（昭和二十五年山口県規則第六十四号）は、廃止する。

この規則は、公布の日から施行する。



山口県山口宇部空港管理条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十三号

山口県山口宇部空港管理条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例の施
行期日を定める規則

山口県山口宇部空港管理条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例（平成二
十年山口県条例第二十六号）の施行期日は、平成二十年四月一日とする。

山口県山口宇部空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十四号

山口県山口宇部空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

山口県山口宇部空港管理条例施行規則（昭和五十四年山口県規則第五十一号）の一部
を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に、「別記第三号様式」を「別記
第二号様式」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「着陸料等」を「着陸料又は停留料」に、「別記第四号様式」を「別記第三
号様式」に改め、同条を第四条とする。

別記第二号様式を削る。

別記第三号様式中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に、「別記第二項」を
「別記第3項」に改め、

「**着陸料等の
納入方法**」を削

り、同様式を別記第二号様式とする。

別記第四号様式中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式を別記第

三号様式とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十五号

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山口県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山口県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「山口県山口宇部空港管理条例（昭和五十四年山口県条例第二十八号）第十一条に規定する着陸料及び停留料、」を削り、「別表第一の4の表二の項、別表第一の5の表三の項」を「別表第一の5の表二の項、別表第一の6の表三の項」に改める。

附 則

この規則は、山口県山口宇部空港管理条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例（平成二十年山口県条例第二十六号）の施行の日から施行する。ただし、第三条の表の改正規定（「別表第一の4の表二の項、別表第一の5の表三の項」を「別表第一の5の表二の項、別表第一の6の表三の項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「警務部総務課に公安委員会補佐室を、」を削る。
第四条第一項総務課に関する部分中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 警察音楽隊に関すること。

第四条第一項警察県民課に関する部分中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。



山口県企業管理規程第三号

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十年三月二十五日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局の組織等に関する規程（昭和四十九年山口県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表総務課の項を次のように改める。

総 務 課	総務・予算班	経営・技術企画班
-------	--------	----------

第四条の表総務課の項中第十四号から第十七号までを削り、第十八号を第十四号とし、第十九号から二十九号までを四号ずつ繰り上げ、同項に次の四号を加える。

- 二十六 経営の基本計画に関すること。
- 二十七 電気料金及び工業用水道料金に関すること（調定に関するものを除く。）。
- 二十八 工業用水の需給調整に関すること。
- 二十九 利水に係る総合的な調整に関すること。

附 則

この管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十五日印刷
平成二十年三月二十五日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）